

常陸太田市教育委員会臨時会（３月）会議録

- 1 日 時 令和３年３月３１日（水）午後２時１５分
- 2 場 所 常陸太田市分庁舎 203・204 会議室
- 3 出席委員 教育長 石川 八千代
委員 （教育長職務代理者）中村 和幸
委員 安西 仁人
委員 谷下田 幹子
委員 萩谷 浩司
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局職員 教育部長 武藤 範幸
教育総務課長 小泉 秀明
指導室長 佐藤 義明
生涯学習課長兼生涯学習センター館長 井坂 修
文化課長 高橋 知之
スポーツ振興課長 鈴木 正明
図書館長 高木 道安
学校給食センター所長 大畠 敬一
- 6 会議録署名委員 萩谷 浩司 委員
- 7 議 案
議案第 13 号 常陸太田市立学校管理規則の一部改正について
議案第 14 号 常陸太田市就学援助実施要綱の一部改正について
議案第 15 号 常陸太田市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について
常陸太田市ふるさと歴史民俗伝承館の設置及び管理に関する条例
施行規則及び常陸太田市梨木平工芸の森の設置及び管理に関する
議案第 16 号 条例施行規則の廃止について
議案第 17 号 常陸太田市公民館長の任命について
議案第 18 号 常陸太田市公民館主事の任命について
議案第 19 号 常陸太田市公民館運営審議会委員の委嘱について
議案第 20 号 常陸太田市文化財保護審議会委員の委嘱について
議案第 21 号 常陸太田市スポーツ推進委員の委嘱について
- 8 その他
・学校閉庁日について
・常陸太田市新総合体育館整備基本計画について
・常陸太田市体育協会の名称変更について
- 9 閉 会 （午後３時１５分）

教育長	ただ今から教育委員会３月臨時会を開会します。 教育委員の皆様には、教職員人事発令伝達式に引き続き、ご出席いただきありがとうございます。事務局職員の鈴木スポーツ振興課長におかれては、午前中辞令を交付しましたが、引き続きご出席いただきありがとうございます。 本日の議案ですが９件、その他として３件の報告案件がございます。 出席委員ですが、委員の皆様は全員出席となっております。事務局職員の方も全員出席しております。 会議録署名委員には萩谷委員にお願いをいたします。 それでは、早速議事に移ります。議案第１３号について事務局から説明をお願いいたします。
教育部長	資料１ページをご覧ください。 提案者に代わり、ご説明申し上げます。 議案第１３号「常陸太田市立学校管理規則の一部改正について」でございます。 先の２月定例会におきましても説明をいたしましたが、今回、議案としてご提案するものでございます。 提案理由でございますが、新型コロナウイルスの収束の兆しが見えない中、継続的な指導による学習の定着等、児童生徒の学びの確保のため、令和３年度についても２学期制を継続すること等のため、本規則の一部改正を行うものでございます。 ２ページをご覧ください。 改正は、管理規則の附則に、次の２項を加えるもので、第４項は、令和３年度における学期の特例として、前期を４月１日から１０月１０日までと、後期を１０月１１日から３月３１日までの２学期制にするもの。 また第５項は、令和３年度における学校休業日の特例として、 （５）の夏季休業日を７月２２日から８月３１日まで。また、創立記念日を登校日とすることから、休業日から除くものでございまして、それ以外の休業日については、従前のとおりでございます。 次に３ページから１７ページまでの改正につきましては、各様式の改正でございます。只今の２学期制に伴うもの、新学習指導要領の全面実施によるもの、コロナ禍における事務の簡素化等ございまして、後ほどご覧置きいただければと存じます。 ２０ページをご覧ください。 附則でございます。この規則は、令和３年４月１日から施行するもので

	ございます。 なお、21 ページから 30 ページまでが、新旧対照表でございます。 以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
教育長	ただいまの説明について何か質疑等はございますか。
委員	2 学期制になることに伴い、学校から家庭への連絡体制について。
指導室長	令和 3 年度においては、市立小中学校へ夏休み前後に面談を持ち、学校生活を有意義に過ごせるように対応したい。
教育部長	5 時間授業にさせていただき、夏休みに向けた取組等について対処していきたい。
委員	様式については紙で実施するのか。
教育部長	夏休み明けくらいまでに、校務支援システムが整えば対応は可能となるが、年度末まではカスタマイズ等の試行期間としたい。
教育長	2 学期制について、10 月～11 月に保護者アンケートを実施し、今後判断していきたい。 他にないようですので、議案第 13 号「常陸太田市立学校管理規則の一部改正について」は、議決いただいたことといたします。 続きまして、議案第 14 号「常陸太田市就学援助実施要綱の一部改正について」事務局より説明願います。
教育部長	31 ページをご覧願います。 議案第 14 号「常陸太田市就学援助実施要綱の一部改正について」でございします。 提案理由でございしますが、児童生徒の卒業時に係る費用のうち、卒業アルバム及び卒業記念写真又はそれらの購入費について、就学援助費の補助対象費目に追加するものでございします。 この項目につきましては、実際は、これまでも就学援助費として交付してきたものでございまして、現実に合わせ、要綱に加えるものでございします。 32 ページが告示で、次の 33 ページが新旧対照表でございまして、左側の表、改正案の最下段に第 15 号として「卒業アルバム代等」を追加するものでございします。 なお、記載はございませんが、この卒業アルバム代等の援助費の交付額は、小学 6 年生時が 11,000 円、中学 3 年生時が 8,800 円でございします。 32 ページにお戻り願います。 この告示は、公布の日から施行するものでございします。 ご審議の程よろしくお願いいたします。

教育長	ただいまの説明について何か質疑等はございますか。
委員	オンラインの学習についても対象となるのか。
教育部長	今回の GIGA スクールに関し、ネット環境がない家庭に、市がルーターの貸し出しをし、通信料については約 1,900 円かかる予定である。
委員	その他の援助として、マスクなど入れてはどうか。
	他にないようですので、議案第 14 号「常陸太田市就学援助実施要綱の一部改正について」は、議決いただいたことといたします。
教育長	続きまして、議案第 15 号「常陸太田市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について」事務局より説明願います。
教育部長	34 ページをご覧ください。 議案第 15 号「常陸太田市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について」でございます。 提案理由でございますが、文部科学省の関連要綱が改正され、家庭でのオンライン学習に係る通信費が加えられたこと及び児童等の保護者の経済的負担を軽減し、もって特別支援教育の普及及び奨励を図るため、本要綱の一部改正を行うものでございます。 35 ページが告示で、次の 36 ページが新旧対照表でございます。左側の表、改正案の最下段に第 11 号として「オンライン学習通信費」を追加するものでございます。 なお、記載はございませんが、国の要項では、保護者負担の上限が年 12,000 円で、市は、その 2 分の 1 の年 6,000 円を支給するものでございます。 35 ページにお戻り願います。 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものでございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。 補足でございますが、国の要綱においては年 12,000 円、市はその 2 分の 1 の年 6,000 円を支給し、国から市へ半分の 3,000 円入ってくる制度となっております。
教育長	ただいまの説明について何か質疑等はございますか。
委員	通信環境が整っていない家庭はどうなるのか。
教育部長	市が契約して貸し出すので、負担はもらえない。約 224 台のルーターを貸し出す予定であり、夏休み前にタブレットを配布し、ご家庭でも使えるように準備したい。
教育長	他にないようですので、議案第 15 号「常陸太田市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について」は、議決いただいたことといたします。

	続きまして、議案第 16 号「常陸太田市ふるさと歴史民俗伝承館の設置及び管理に関する条例施行規則及び常陸太田市梨木平工芸の森の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について」事務局より説明願います。
教育部長	37 ページをご覧ください。 議案第 16 号「常陸太田市ふるさと歴史民俗伝承館の設置及び管理に関する条例施行規則及び常陸太田市梨木平工芸の森の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について」でございます。 提案理由でございますが、2 月の教育員会定例会で、ご議決をいただき、3 月の市議会定例会に上程し、3 月 19 日にご議決をいただきました、本条例の廃止に伴いまして、教育委員会所管の関係規則を廃止するものでございます。 38 ページをご覧ください。 廃止する規則でございますが、(1) 並びに (2) に記載する 2 つの規則を廃止するものでございます。 附則でございますが、この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものでございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
教育長	ただいまの説明について何か質疑等はございますか。 特にないようですので、議案第 16 号「常陸太田市ふるさと歴史民俗伝承館の設置及び管理に関する条例施行規則及び常陸太田市梨木平工芸の森の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について」は、議決いただいたことといたします。 続きまして、議案第 17 号「常陸太田市公民館長の任命について」事務局より説明願います。
教育部長	39 ページをご覧ください。 議案第 17 号は、「常陸太田市公民館長の任命について」でございます。 提案理由でございますが、公民館長の任期満了に伴い、その後任の者を任命するため、提案するものでございます。 40 ページをご覧ください。 公民館長任命者名簿の一覧でございます・ 太田・機初・西小沢・幸久・佐竹・誉田・佐都・世矢・河内・郡戸・金砂公民館から各 1 名の計 11 名を任命するものでございます。 表の下に記載がございましたが、任期は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとするものでございます。 なお、佐都公民館長につきましては、現在、地域におきまして選定中で

	ございまして、後日の定例会にて、改めまして任命の提案をさせていただきたいと存じます。以上でございます。 ご審議の程よろしく願いいたします。
教育長	ただいまの説明について何か質疑等はございますか。 他にないようですので、議案第 17 号「常陸太田市公民館長の任命について」は、議決いただいたことといたします。 続きまして、議案第 18 号「常陸太田市公民館主事の任命について」事務局より説明願います。
教育部長	41 ページをご覧ください。 議案第 18 号は、「常陸太田市公民館主事の任命について」でございます。 提案理由でございますが、公民館主事の任期満了に伴い、その後任の者を任命するため、提案するものでございます。 42 ページをご覧ください。 公民館主事任命者名簿の一覧でございます。 太田・機初・西小沢・幸久・佐竹・誉田・佐都・世矢・河内・郡戸・金砂公民館から各 1 名の計 11 名を任命するものでございます。 表の下に記載がございますが、任期は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとするものでございます。 ご審議の程よろしく願いいたします。
教育長	ただいまの説明について何か質疑等はございますか。 特にないようですので、議案第 18 号「常陸太田市公民館長の任命について」は、議決いただいたことといたします。 続きまして、議案第 19 号「常陸太田市公民館運営審議会委員の委嘱について」事務局より説明願います。
教育部長	43 ページをご覧ください。 議案第 19 号は、「常陸太田市公民館運営審議会委員の委嘱について」でございます。 提案理由でございますが、公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、その後任の者を委嘱するため、提案するものでございます。 44 ページの太田公民館から 46 ページの金砂公民館まで、10 の公民館で、合計 91 名でございます。 任期は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとするものでございます。 なお、佐竹公民館の運営審議会委員につきましては、現在、公民館にて、

	選定中でございまして、後日の定例会にて、改めまして委嘱の提案をさせていただきますと存じます。以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
教育長	ただいまの説明について何か質疑等はございますか。
委員	定年はあるのか。また町会長が審議委員になっても問題はないのか。
生涯学習課長 兼生涯学習センター館長	定年制はない。地区の中の役職として、町会長が入っているのが大半である。
教育長	他にないようですので、議案第 19 号「常陸太田市公民館運営審議会委員の委嘱について」は、議決いただいたことといたします。 続きまして、議案第 20 号「常陸太田市文化財保護審議会委員の委嘱について」事務局より説明願います。
教育部長	47 ページをご覧ください。 議案第 20 号は、「常陸太田市文化財保護審議会委員の委嘱について」でございます。提案理由でございますが、任期満了に伴い、その後任委員を委嘱するため提案するものでございます。 48 ページをご覧ください。 「文化財保護審議会委員委嘱者名簿（案）」がございしますが、9 名の再任、1 名の新任、合計 10 名の委員を委嘱するもので、任期につきましては、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとするものでございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
教育長	ただいまの説明について何か質疑等はございますか。
委員	文化財保護審議委員は、市民に限らなくても大丈夫なのか。
教育長	今後明文化できるように検討していきたい。他にないようですので、議案第 20 号「常陸太田市文化財保護審議会委員の委嘱について」は、議決いただいたことといたします。 続きまして、議案第 21 号「常陸太田市スポーツ推進委員の委嘱について」事務局より説明願います。
教育部長	49 ページをご覧ください。 議案第 21 号は、「常陸太田市スポーツ推進委員の委嘱について」でございます。 提案理由でございますが、スポーツ推進委員の任期満了に伴い、その後任の者を委嘱するため、提案するものでございます。 50 ページから 51 ページにかけて、委員名簿の一覧がございまして、

	計 32 名を委嘱するものでございます。 任期は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まででございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
教育長	ただいまの説明について何か質疑等はございますか。 特にないようですので、議案第 21 号「常陸太田市スポーツ推進委員の委嘱について」は、議決いただいたことといたします。
教育長	それでは、本日予定しておりました議案はすべて終了となりました。 続いて、続いて次第の 7、「その他」に移ります。
各所属課長	その他 ・ 学校閉庁日について ・ 常陸太田市新総合体育館整備基本計画について ・ 常陸太田市体育協会の名称変更について
教育総務課	次回教育委員会協議会（4 月 1 日）日程について 日時 令和 3 年 4 月 1 日（木）午後 1 時 30 分 （教職員人事発令通知書伝達式開式前） 場所 常陸太田市生涯学習センター 講座室 3